

特別児童扶養手当所得状況届について

特別児童扶養手当を受けている方は、毎年8月に「所得状況届」を提出しなければなりません。この所得状況届は8月時点における現状を把握し、特別児童扶養手当を引き続き受ける要件を満たしているか確認するためのものです。この届の提出がないと8月分以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

所得状況届の用紙は8月上旬に送付しますので、8月31日（月）までに必要書類を添えて提出してください。（提出に必要なものは、送付する案内文でご確認ください）

【特別児童扶養手当について】

特別児童扶養手当は、精神または身体に障害がある20歳未満の児童を家庭において監護（保護者として生活の面倒を見ていること）している父もしくは母、または父母に代わって児童を養育している方に支給される手当です。（所得による支給制限があります）

○手当の対象となる児童の障害の程度

- ・身体障害者手帳の判定が1～3級（内部疾患含む）程度
- ・療育手帳の判定が㊤・A・B程度
- ・精神障害者保健福祉手帳の判定が1～2級程度

※この手当と児童扶養手当、障害児福祉手当との併給は可能です。

○次のような場合は、手当を受けることができません

- ①児童が障害による公的年金を受けられることができる場合
- ②児童が児童福祉施設（保育所・通園施設・肢体不自由施設への短期母子入所を除く）に入所中の場合

○支給月額（令和2年4月から）

1級 52,500円 2級 34,970円

○支給月

4月（12月～3月分）、8月（4月～7月分）、11月（8月～11月分）

※受給資格があっても申請をしなければ支給されませんので、ご注意ください。

問 本庁 こども課こどもG ☎52-1111 内線138

山支 総合窓口・地域振興G ☎57-2121 **美支** 総合窓口・地域振興G ☎58-2111

緒支 総合窓口・地域振興G ☎56-2111 **御支** 総合窓口・地域振興G ☎55-2111

市内保育園等給食食材の放射性物質測定結果について

5月に実施した公立保育所および民間保育園等の給食食材の測定結果をお知らせします。

【検査条件】 使用機器：日立アロカメディカル株式会社製 CAN-OSP-NAI（簡易検査機器）

検査法：NaI（TI）シンチレーションスペクトロメータ 検査時間：30分間

保育所 (園)名	検体名	検査結果(Bq/Kg)		保育所 (園)名	検体名	検査結果(Bq/Kg)	
		セシウム 134	セシウム 137			セシウム 134	セシウム 137
大賀	たまねぎ	検出せず	検出せず	ひまわり	小松菜	検出せず	検出せず
山方	そら豆	検出せず	検出せず	あゆみ	大根	検出せず	検出せず
美和	にんじん	検出せず	検出せず	大宮 みのり	ほうれんそう	検出せず	検出せず
大宮聖愛 大宮聖慈	にんじん	検出せず	検出せず	野上	にんじん	検出せず	検出せず
さくら	にんじん	検出せず	検出せず	御前山	にんじん	検出せず	検出せず

※「検出せず」とは、放射性セシウムが存在しないか、検出限界値未満のことです。

検出限界値は、測定する食材及び条件により差が出ます。

測定の結果、放射性セシウム134・137の測定値が100Bq/Kg（国が定めた基準値）を超えた場合は、その食材の使用を中止します。

問 本庁 こども課 ☎52-1111 内線138